

ドイツにおけるリース会計

弥永真生 (筑波大学教授)

略語表

BB	<i>Betriebs-berater</i>
BFH	Bundesfinanzhof
BStBl.	<i>Bundessteuerblatt</i>
DB	<i>Der Betrieb</i>
WPg	<i>Wirtschaftsprüfung</i>

1 ドイツの制度会計の特徴

(1) 会計規制の構造

ドイツにおける会計規制は、商法典第3編を中心とし、株式法、有限会社法、協同組合法、開示法、信用機関法、保険監督法、所得税法などの関連する法規における会計規制は商法典と整合するようになされている。また、証券取引を規制する取引所法(Börsengesetz)や取引所上場認可規則(Börsenzulassungsverordnung)には、決算書の作成や表示に関する具体的な規定が含まれておらず¹、取引所上場認可規則65条1項は、商法典に従って作成された(取引所上場認可規則54条)年度決算書および状況報告書の公開を上場会社に義務付けているから²、証券取引規制との関連でも商法典の規定(および正規の簿記の諸原則)に従って作成された決算書等が開示されることになる。また、商法典267条3

項も、公式市場と組織化された市場の上場会社については大規模資本金会社とみなすと定めており、証券取引規制上も商法典が定める年度決算書の作成と開示に関する規律が及ぶことを前提としている。

(2) 商法会計の目的

商法会計の主たる目的は、債権者保護のための会社財産(資本)維持を図るための配当可能限度額計算であると解されている。このため、純資産額の計上や利益算定に関する規則が保守主義的に定められている³。

(3) 正規の簿記の諸原則

わが国の商法および商法施行規則に比べると、ドイツの商法典には詳細な会計規定が設けられているが、規定の空白部分は、正規の簿記の諸原則(Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung: GoB)によって補完されると解されている。すなわち、商法典238条1項は「すべての商人は帳簿を記帳し、かつ、その商業帳簿において自己の商取引および財産状態を正規の簿記の諸原則に従って明瞭に表示する義務を負う」と規定し、同243条1項は商人の年度決算書は正

¹ もっとも、取引所法44b条によって半期報告書の作成が、取引所上場認可規則によって1株あたり利益および配当金(25条)等の開示が要求されている。

² 同条2項2文は、上場認可委員会は、もう一方の年度決算書に重要な追加的記載が含まれないときは、年度決算書またはコンツェルン決算書のみを開示を許容することができる。なお、21条および22条が定める目論見書に含められる貸借対照表等も商法典の規定に従って作成されたものであることが前提とされている。

³ See Working Group on External Financial Reporting of the Schmalenbach-Gesellschaft -Deutsche Gesellschaft für Betriebswirtschaft, German Accounting Principles: An Institutional Framework, *Accounting Horizons*, vol. 9 No.3, 1995, pp.93-97.

規の簿記の諸原則に従い作成しなければならないと定める。さらに、商法典264条2項は、「資本会社の年度決算書は、正規の簿記の諸原則を遵守した上で、資本会社の財産、財務および収益の状況の実質的諸関係に合致する写像を伝達しなければならない」と定める⁴。正規の簿記の諸原則をめぐる⁵は多くの文献が存在し⁵、1985年改正後商法典では、従来、一般的妥当性が認められてきた正規の簿記の諸原則が明文化されたと評価されている。すなわち、明瞭性(243条2項)、完全性(246条1項)、期間限定(252条1項5号)、企業の継続(252条1項2号)、慎重性・実現・不均等(252条1項4号)、評価継続(252条1項6号)および個別評価(252条1項3号)などである⁶。しかし、いぜんとして、正規の簿記の諸原則は、経済生活の多様性と変化に対する会計法規の適用能力を確保するための⁷不確定法概念(内容の解釈が必要とされる法概念)で

あると考えられている。

(4) 基準性の原則

ドイツでは、法人税の課税所得計算は、商事貸借対照表上の損益に所得税法の定めに従って調整を加え、申告書において、所得税法および法人税法が定める損金算入不能費用を加算し、非課税利益を減算することによってなされる(基準性の原則)⁸。すなわち、所得税法5条1項は、「法の規定に基づき帳簿を記入し⁹正規の決算を行うことが義務付けられる、またはそのような義務を負っていないにもかかわらず帳簿を記入し正規の決算を行う事業者は、営業年度末に商法上の正規の簿記の諸原則に従い表示されるべき経営財産(Betriebsvermögen)(所得税法4条1項1文)を計上しなければならない」と定め、税務貸借対照表の商事貸借対照表に対する「基準性の原則(Maßgeblichkeitsprinzip)」が認

⁴ 1965年株式会社法149条1項も、正規の簿記の諸原則を年度決算書作成の際の指導原理としている。

⁵ たとえば、Barth, K., *Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung, betriebswirtschaftlich, handelsrechtlich und steuerlich – Ein geschichtlicher Aufriß, Zeitschrift für handelswissenschaftliche Forschung* 1963, SS. 389ff.; Freericks, W., *Moderne Buchführungsverfahren und Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung*, 1967; Kruse, H. W., *Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung, Rechtsnatur und Bestimmung*, Otto Schmidt, 1970; Leffson, U., *Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung*, 7. Aufl., IDW-Verlag, 1987; Baetge, J. und B. Apelt, *Bedeutung und Ermittlung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung (GoB)*, 2. Aufl., Otto Schmidt, 1992.

⁶ 一般的評価諸原則は慎重性の原則(企業は、その現実よりも低く表示することが許されるとする原則)から出発し、そこから、実現原則(利益は決算日において実現しない限り認識してはならないとする原則)および不均等原則(認識可能な損失は未実現であっても認識すべきであるとする原則)が誘導され、不均等原則から低価原則や最高価値原則が導かれる。Vgl. Männel, W., *Bilanzlehre*, GAB Gesellschaft für angewandte Betriebswirtschaft, 1996, S. 80; Moxter, A., *Zur wirtschaftlichen Betrachtungsweise im Bilanzrecht, Steuer und Wirtschaft* 1989, SS. 233ff.

⁷ Lang, J., *Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung*, in: Leffson, U., D. Rückle und B. Großfeld (hrsg.), *Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB*, Otto Schmidt, 1986, SS. 223f.

⁸ 詳細については、たとえば、中里実「企業課税における課税所得算定の法的構造(二)」法学協会雑誌100巻3号478頁以下(1983)参照。

⁹ 商法典238条1項は商人の帳簿記入義務を定める。同条項2文および3文は、「帳簿記入は、それが専門的知識を有した第三者に対して相当の期間内で営業経過と企業の状態に関して概観を伝達できるようなものでなければならない。営業経過はその発生および終了まで追跡しうるものでなければならない」と定めるが、これは、1977年租税通則法(Abgabenordnung)145条1項と全く同じ条文であり、商法典と租税通則法との密接な関係が現れている。

¹⁰ また、租税通則法140条1項2文は、商法典238条、240条ないし242条1項および243条ないし256条は、税法に別段の定めがない限り、その趣旨に照らして適用される」と定める。

められている¹⁰。同時に、税法の規定に基づいて、優遇措置を選択する場合には、商法上も税法規定によることができるという規定が商法典に設けられており、この限りにおいては、税法上の計算規定が商法典に基づく年度決算書を規律する会計規定の一部をなすことになる(逆基準性)。

2 ドイツのリース会計

(1) 税法上の取扱い¹¹

原則としてリース契約においては、リース物件について民法上の所有権の移転は生じないが、一定の基本リース期間の間、レシーがリース契約を解約することができない金融リース(Finanzierungs-Leasing)の場合には、税法上、レシーは経済的所有権者とみなされることがある。そして、レシーに経済的所有権があるとされる場合には、レシーは、リース物件を自己の資産として税務貸借対照表に計上しなければならない。

すなわち、1970年1月26日連邦財政裁判所判決(動産リース判決)¹²は、リース物件である経済財がレサーまたはレシーのいずれに帰属すると税務上扱われるかについて、経済的観察法を適用し、「消耗の間、支払義務と危険負担を有する商人に経済的に供される経済財は、通常、貸借対照表の借方に記載されなければなら

ない。……『経済的所有権』として慣用化している、そのような経済的帰属は、形式的な法ではなく、経済的事情に依拠している、すべての場合に基準となる。これは、商法と税法の貸借対照表作成の場合に妥当する」と判示した。また、1970年11月18日連邦財政裁判所判決(不動産リース判決)¹³も同様の判示をした。

これらのリース判決を背景として、金融リースに関しては、1971年4月19日連邦大蔵大臣書簡通達(動産リース通達)¹⁴、1972年3月21日連邦経済大蔵大臣書簡通達(不動産リース通達)¹⁵および1975年12月22日連邦大蔵大臣書簡通達(部分回収リース通達)¹⁶、1991年12月23日連邦大蔵大臣書簡通達(不動産部分回収リース通達)¹⁷などの一連のリース通達が発出されている。

(1) 全部回収契約における動産の実質的所有権の帰属(1971年4月19日動産リース通達)

基本リース期間のリース料の合計が、レサーのリース物件の取得原価、財務費用および管理費用ならびに適正利益の合計額以上である場合を全部回収契約(Full-pay-out-Vertrag)という。

①基本リース期間がリース物件の事業上通常の使用年数の40%未満または90%超の場合

事業上通常の使用年数は、税法上のAfA表(Abschreibungstabelle für allgemein verwendbare Anlagegüter)による耐用年数が基準

¹¹ たとえば、Feinen, K., *Das Leasinggeschäft*, 3. Aufl., Fritz Knapp, 1990, SS. 54ff. など参照。ドイツにおけるリース通達を紹介した日本語の文献としては、本多潤一「日独間の国際リース取引〔上〕」国際税務5巻8号(1985)、岩崎政明「ファイナンス・リース課税の問題点」ジュリスト861号125頁以下(1986)、Walter Mayer「ドイツにおけるリースの現状と税務・会計」リース1994年1月号2頁以下、編集部「ドイツにおけるリース産業」リース1995年8月号7頁以下などがある。

¹² BFH, BStBl. II/1970, 264ff. この判決は、諸隈正「リース契約の租税上の判定に関するBHFの判例」税法学261号(1972)1頁以下で紹介されている。

¹³ BFH, DB 1971, 411.

¹⁴ Mobilien-Leasing Erlaß, BMF-Schreiben; BStBl. I/1971, 264ff.

¹⁵ Immobilien-Leasing-Erlaß, BMWF-Schreiben; BStBl. I/1972, 188ff.

¹⁶ Teilamortisations-Erlaß, BMF-Schreiben, BB 1976, 72ff.

¹⁷ Teilamortisations-Erlaß für Immobilien-Leasing; BMF-Schreiben, BStBl. I/1992, 13ff.

となる。この場合には、つねにレシーが実質的所有権を有するものと扱われる。

これは、基本リース期間がリース物件の事業上通常の使用年数の 90%超のときは、レシーは、一定の基本リース期間の間、実質的かつ継続的にリース物件の支配から排除されており、かつ、基本リース期間がリース物件の事業上通常の使用年数の 90%超であるということは、リース物件の全使用期間のほとんどを占めているからである。また、この場合、基本リース期間経過後は、当該リース物件の売却価値はほとんどないのが通常であり、レシーの返還請求権も実質的にはほとんど無価値だからである。

他方、基本リース期間がリース物件の事業上通常の使用年数の 40%未満の場合には、実質的には賃貸借契約ではなく、隠れた割賦購入契約が存在すると推測されるからである。かりに、この推測が適当でない場合であっても、レシーとレシーがリース契約外において、基本リース期間経過後におけるリース物件の継続使用について、暗黙裡に合意しているのが一般的であると考えられるからである。

②基本リース期間がリース物件の事業上通常の使用年数の 40%以上かつ 90%以下の場合

(a)基本リース期間経過後のレシーの購入選択権または延長選択権が付されていない場合
基本リース期間がリース物件の事業上通常の使用年数に比較して短いため、基本リース期間経過後もリース物件には経済的価値があり、レシーの返還請求権が経済的に意味があるので、レシーが実質的所有権者であるとされる。

(b)レシーの購入選択権のついているリース契約

レシーの予定購入価格が、購入時点において、税法上の定額法で減価償却を行ったリース物件の帳簿価格またはそれよりもさらに高い一般価値(gemeine Wert)¹⁸以上であるときには、レシーが実質的所有権を有するものと扱われる。

これは、このような場合には、購入価格が帳簿価格またはそれよりもさらに高い一般価値以上なので、レシーは購入選択権を通常は行使しないと予想される一方で、購入選択権が行使されても、レシーは、リース物件の売却により、リース料ですでに回収した全部原価の他に、帳簿価格または一般価値の売却収入を得ることができるからである。すなわち、レシーは、購入選択権がない場合と同一の状況下におかれるから、レシーが実質的所有権者であるとされる。

他方、予定購入価格が、帳簿価格または一般価値より低いならば、レシーが実質的所有権者として扱われる。これは、このような場合には、レシーは有利な購入選択権を行使するであろうからである。

(c)延長選択権のついたリース契約

基本リース期間経過後、延長選択権を実行した場合の 1 年あたり(延長)リース料が、基本リース期間経過後直後において、税法上の定額法にしたがって計算される帳簿価格またはそれよりも低い一般価値と税法上の AfA 表による残存耐用年数の両者を基礎として算定される当該リ

¹⁸ 評価法(Bewertungsgesetz)9 条 2 項は、「一般価値とは、通常の営業取引において、経済財の性質に従って、売却時点において獲得することのできる価格によって決定される。この場合、価格に影響するすべての事情が考慮されなければならない。異常なまたは個人的な関係は、これを考慮してはならない」と定めており、一般価値は、公正な時価を意味すると解される。

ース物件の減価償却費以上である場合にのみ、
 レッサーが実質的所有権者として扱われる。これ
 は、このような(延長)リース料が約定されて
 いるときには、リースの延長はレシーに利益
 をもたらさないと考えられ、主としてレッサー
 が契約の延長によって利益を受けると考えられ
 るからである。

他方、1年あたり延長リース料が上記減価償
 却費より少ないときには、レシーが延長選択
 権を行使すると予想されるので、レシーが実
 質的所有権者とみなされる。

③特殊リース

レシーの特別の要求に従って製作され、他
 の第三者が利用することが不可能な特殊リース
 の場合には、つねにレシーが実質的所有権者
 とみなされる。

(2)全部回収契約における不動産の実質的所有権 の帰属(1972年3月21日不動産リース通達)

不動産金融リースにおける実質的所有権の帰
 属の判断は、1971年4月19日動産リース通達
 が定める動産リースの取扱いと同様になされる。

すなわち、実質的所有権の帰属の判定は、建
 物と土地とを分離してなされるべきこととされ、
 建物については、原則として、動産リース通達
 の動産に関する原則が適用され、土地について
 は、土地に建物建っているか否かにか
 かかわらず、原則として、レッサーが実質的所有
 権を有するが、購入選択権が存在する金融リース
 においては、この不動産リース通達の規定によ
 ればレシーが建物の実質的所有権を有する
 場合には、レシーは土地についても実質的所有
 権を有するものとされる。なお、土地に定着
 している装置には、動産リース通達が適用され

る。

(3)部分回収契約における財産対象物の実質
 的帰属(1975年12月22日部分回収リース通達)
 解約不能の基本リース期間が事業上通常の使
 用年数の40%超かつ90%以下であり、かつ、部
 分回収契約の金融リースにおける物件(動産お
 よび不動産)が本通達の対象とされている。部分
 回収契約とは、基本リース期間中のリース料合
 計ではレッサーの総原価を回収できない場合の
 リース契約をいう。

①レッサーに提供権があり、レシーに購入選 択権のないリース契約

レシーは、基本リース期間終了後、リース
 延長契約がない限り、レッサーからリース物件
 の提供の申出を受けたときには、レッサーの未
 回収原価(レッサーの総原価と基本期間中のリ
 ース料合計との差額)を補てんするような、前も
 って約定した価格で、当該リース物件を購入す
 る義務を負うが、レシーはリース物件を購入
 する選択権を有しない場合には、レッサーが実
 質的所有権者とされる。これは、リース物件に
 ついて価格上昇が通常生ずるため、レッサーは、
 リース契約において前もって決められた提供価
 格以上の価格で、リース物件を他の第三者に販
 売することによって、価格上昇分の利益を独占
 する権限を有するからである。

②未回収原価を超過する収益部分の分配を伴う リース契約

この場合には、レシーは、基本リース期間
 経過後にリース物件を購入する義務を負わず、
 リース物件は、基本リース期間終了後レッサー
 によって売却される。そして、レッサーがリー

ス物件を第三者に売却し、その売却収入が未回収原価を超過しないときには、レシーが未回収原価と売却収入の差額を支払う義務を負う。レシーは、また、リース物件の異常な減価についてのすべてのリスクを負担する。他方、リース物件の価格上昇によって売却収入が未回収原価を超過したときは、超過部分をレサーとレシーとで分配する。

そこで、レサーがこの超過部分(利益)の25%以上の分配を受ける権利を有するときはレサーが、レサーが25%以上の分配を受ける権利を有しない場合にはレシーが、それぞれ、実質的所有権者とみなされる。

③レシーの支払う清算金から売却収入を控除することとされている解約可能なリース契約
この場合には、事業上通常の使用年数の40%の基本リース期間経過後に、レシーはリース契約を解約できるが、レシーは、レサーの未回収原価を補填する清算金を支払う義務を負う。そして、レサーはリース物件を売却し、清算金からリース物件の売却収入の90%を控除した残額をレシーは支払えば足りる。したがって、この場合には、レサーは、契約期間中のリース物件の価格上昇の利益を完全に享受できるので、レサーが実質的所有権者とされる。

(4) 金融リースの会計処理

①レサーが実質的所有権者である場合

レサーは、リース物件を自己の購入原価または製造原価で自己の貸借対照表の借方に計上しなければならない。またレサーは、償却性資産については、事業上通常の使用年数に従って、減価償却を行わなければならない。受取リース料は、営業収入となる。

他方、レシーにとって、支払リース料が、営業支出(費用)となる。

逓減的リース料が契約された場合、リース物件の給付は逓減しないから、全基本リース期間において生ずるリース料合計から、1年あたり平均リース料を計算しなければならない。この場合、リース基本期間の前半においては、支払リース料が平均リース料を超過するが、毎年、その額を、レシーは計算限定項目(前払費用)として自己の貸借対照表の借方に計上し、レサーは計算限定項目(前受収益)として自己の貸借対照表の貸方に計上しなければならない。他方、リース基本期間の後半には、支払リース料が平均リース料を下回るが、毎年、その額につき、レシーは借方計算限定項目を減少させるとともに、営業費用に算入し、レサーは貸方計算限定項目を減少させるとともに、営業収入に算入しなければならない¹⁹。

②レシーが実質的所有権者である場合

レシーは、リース物件を自己の購入原価または製造原価で資産として、自己の貸借対照表の借方に計上しなければならない。ここで、レシーの購入原価または製造原価は、リース料の計算の基礎となったレサーの購入原価または製造原価とリース料の中に含まれていないレシーの付随費用との合計額である。ただし、製造者からレシーまでの輸送費または据付費用のような付随費用は、これがレサーからレシーに対してリース料とは区別して特別に請求される場合、レシーの付随費用に算入されない。大蔵省の見解によれば、この付随費用は、レサーおよびレシーの両方において直ちに控除可能な営業支出にあたる。

そして、レシーは、リース物件が償却性資

¹⁹ BFH, BStBl. II/1982, 696.

産の場合には、事業上通常の使用年数にわたって減価償却を行わなければならない。

また、レシーはレッサーに対するリース料の支払義務を貸方に債務として計上しなければならず、この債務は、リース料の基礎となったレッサーの購入原価または製造原価をもって評価しなければならない。毎年のリース料は、弁済金額、利子および諸経費(支払手数料等)の部分に区分しなければならない。利子および諸経費の合計額は、レシーが基本リース期間の前と当該期間中に支払わなければならないリース料の合計とリース料計算の基礎となったレッサーの購入原価または製造原価との差額である。

レッサーは、リース料算定の基礎となったレッサーの購入原価または製造原価の金額をレシーに対する債権として資産に計上しなければならない。この金額は、原則として、レシーの表示する債務の金額と一致する。リース料は、利子・諸経費と債権の弁済金額との各部分に分割されなければならない。

なお、1973年12月13日の連邦大蔵大臣書簡通達²⁰によれば、リース料を弁済金額と支払利息等とに分割する方法としては、現価比較法と利子級数法との2つがある。

他方、上記リース判決を背景として²¹、租税

通則法39条1項は、経済財(Wirtschaftsgüt)は所有者に帰属すると定めるが、同条2項は、「所有者以外の者が通常の場合に通常の利用期間につき経済財に対する作用を所有者から経済的に奪うことができるように経済財に対して事実上の支配をなすときは、当該経済財は当該所有者以外の者に帰属する」と定める。

(2) 商法上の取扱い

①財産対象物と負債

1991年改正後商法典246条1項2文は、「所有権が留保され、または自己もしくは第三者の債務のために第三者に対して抵当権その他の担保に供された財産対象物(Vermögensgegenstände)は、担保設定者の貸借対照表に記載されなければならない。現金担保(Bareinlagen)に関する場合に限り、担保権者の貸借対照表に記載されるべきである」と定め、財産対象物の貸借対照表能力の規準として、租税通則法39条1項が定める経済財の経済的帰属の規準と同じものを採用した。そして、商事貸借対照表における資産の部への計上能力の中心的な判断規準は独立した取引可能性(売却可能性)であると解されている²²。もともと、ある財産対象物を資産の部に計上することができるかどうかにおいては、

²⁰ Ertragsteuerrechtliche Behandlung von Finanzierungs-Leasing-Verträgen, BMF-Schreiben vom 13. 12. 1973, BB 1973, S.1616f.

²¹ 立法理由書では、「2項1号1文は、リース判決の範囲において連邦財政裁判所が展開した見解にいう『経済的所有権』の定義を定めている」と説明されていた。日本税法学会運営委員会「西ドイツの1977年AOの邦訳及び研究(5)」税法学308・309号(1976)7-8頁参照。

²² Geßler, E., W. Hefermehl, E. Eckardt und B. Kropff, *Aktiengesetz*, Bd. 3, Franz Vahlen, 1973, §149, Rn. 47 [Kropff]; Kußmaul, H., *Bilanzierungsfähigkeit und Bilanzierungspflicht*, in: Küting, K. und C.-P. Weber (Hrsg.), *Handbuch der Rechnungslegung*, 3. Aufl., Schäffer, 1990, S. 233; Adler, H., W. Düring und K. Schmaltz, *Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen*, 6. Aufl., Teilbd. 6, Schäffer-Poeschel, 1998, §246 Tz. 15ff.; *Münchener Kommentar zum Handelsgesetzbuch*, Bd. 4, C. H. Beck, 2001, §246 Rn. 14ff. [Ballwieser, W.]; Baumbach/Hopt, *Beck'sche Kurzkommentar, Handelsgesetzbuch*, 31. Aufl., C. H. Beck, 2003, §246 Rn. 5 [Merkt, H.]; *Münchener Kommentar zum Aktiengesetz*, Bd. 5/1, C. H. Beck/Franz Vahlen, 2003, §246 HGB Rn. 22 [Henrichs, J.].

その財産対象物が企業財産に帰属するかが重要であり、一般的には所有権を基準として判断されるが、一定の場合には経済的帰属性(wirtschaftliche Zugehörigkeit)に注目すると指摘されている²³。ここで、経済的帰属性の有無は商人が処分権(Verfügungsgewalt)を有するかどうかによるとするのが支配的見解であり、ある者が財貨の実体と収益を完全かつ継続的に保持するとき²⁴、すなわち、実体の保持が財貨の価値減少・損失のリスクと価値増加のチャンスをもたらすとき²⁵に貸借対照表への計上が行われると考えられている。

もともと、商法典は、企業の創立および自己資本の調達に要した費用(248条1項)、有償取得でない固定資産である無形財産対象物(自己創設営業権およびのれんを含む)(248条2項)および一定の計算限定項目(250条1項1文、2項)を貸借対照表の資産の部に計上することを禁止しているし、正規の簿記の諸原則の1つとして「未決取引(schwebende Geschäfte)の貸借対照表非計上の原則」²⁶が認められている²⁷。

他方、負債は債務と引当金の上位概念と考えられているが、負債の存在を判断するための規

準としては、経済的負担の存在、給付義務の存在、給付の計量化可能性および独立した評価可能性があげられるのが一般的である²⁸。

所得税法5条1項が規定する基準性の原則の下では、商法典における財産対象物の貸借対照表能力規準が経済財の税務貸借対照表能力を決するはずであるが、従来、立法者も財政裁判所も経済財概念を広く解釈し、商事法上の財産対象物概念よりも経済財概念は広い範囲をカバーしているという指摘があった。すなわち、財産対象物については個別取引可能性が必要とされるが、経済財においては単なる譲渡可能性で足りると解されてきたという指摘がある²⁹。しかし、1985年商法典改正の過程で公表された政府草案(1982年)は「財産対象物」という表現に代えて「経済財」という用語を商法典においても用いることを提案し、その理由として、商事貸借対照表の税務上の利益決定に対する基準性とその逆転を考慮すると、このような変更が目的合理的であり、経営経済学から長年にわたって要請されているとしていた³⁰。そして、この改正においては、「財産対象物」という用語が維持されたが、基準性原則により、税法上の経済財は商

²³ Kußmaul, H., Bilanzierungsfähigkeit und Bilanzierungspflicht, in: Küting, K. und C.-P. Weber (Hrsg.), *Handbuch der Rechnungslegung*, 3. Aufl., Schäffer, 1990, S.239.

²⁴ Döllerer, G., Leasing – wirtschaftliches Eigentum oder Nutzungsrecht?, BB 1971, SS.535ff.

²⁵ Kußmaul, H., Bilanzierungsfähigkeit und Bilanzierungspflicht, in: Küting, K. und C.-P. Weber (Hrsg.), *Handbuch der Rechnungslegung*, 3. Aufl., Schäffer, 1990, S.239.

²⁶ 未決取引から生ずる義務は計上されないが、商法典249条があげる引当金には未決取引から生ずるおそれのある損失に対する引当金が含まれ、それは、不確定債務引当金にあたる。

²⁷ Kußmaul, H., Bilanzierungsfähigkeit und Bilanzierungspflicht, in: Küting, K. und C.-P. Weber (Hrsg.), *Handbuch der Rechnungslegung*, 3. Aufl., Schäffer, 1990, S.244.

²⁸ Geßler, E., W. Hefermehl, E. Eckardt und B. Kropff, *Aktiengesetz*, Bd.3, Franz Vahlen, 1973, §149, Rn. 49[Kropff]; Kußmaul, H., Bilanzierungsfähigkeit und Bilanzierungspflicht, in: Küting, K. und C.-P. Weber (Hrsg.), *Handbuch der Rechnungslegung*, 3. Aufl., Schäffer, 1990, SS.245-246; Adler, H., W. Düring und K. Schmaltz, *Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen*, 6. Aufl., Teilbd.6, Schäffer-Poeschel, 1998, §246 Tz.103ff; *Münchener Kommentar zum Aktiengesetz*, Bd. 5/1, C.H.Beck/Franz Vahlen, 2003, §246 HGB Rn.79ff.[Henrichs, J.]..

²⁹ Federmann, R., *Bilanzierung nach Handelsrecht und Steuerrecht, Ein Grundriß der Gemeinsamkeiten, Unterschiede und Abhängigkeiten der Einzelabschlüsse mit systematischen Übersichten und unter besonderer Berücksichtigung der Rechnungslegung von Kapitalgesellschaften*, 8. Aufl., Erich Schmidt, 1990, SS.178ff.

³⁰ BT-Drucksache 10/317(nachgedruckt in Biener, H. und W. Berneke, *Bilanzrichtlinien-Gesetz*, IDW-Verlag, 1986, S.51).

法典における財産対象物と同義でなければならぬという解釈が示されている³¹。また、連邦財政裁判所は、一貫して、税法上の経済財と商法典における財産対象物とは同義であると解している³²。

もっとも、商法典の解釈としては、税法上の経済財であるからといって必ずしも商法典における財産対象物とはいえないという見解も有力である³³。これは、商事貸借対照表法においては、独立した取引可能性および単独での取引可能性が商法典における財産対象物では求められるからである³⁴。とりわけ、ヒューフェルは、上述の商法典改正にあたって、「財産対象物」という用語が維持されたこと、商事法では静的な利益決定が支配的であるが、税法では動的な利益決定が支配的であること、商事貸借対照表法では債権者保護が重視されることなどを指摘して、税法上の経済財と商法典における財産対象物とは同一ではないと論じている³⁵。

②リース会計

(a)1973年経済監査士協会勧告以前

当初は、正規の簿記の諸原則によれば、リース契約は賃貸借契約であり、未決取引であるから、レシーはリース物件を自己の貸借対照表の資産の部に計上することはできず、株式法に基づいて未決取引偶発損失引当金の対象とすることにすぎないという見解が有力であった³⁶。

しかし、法的所有権の将来における移転が確実であることを根拠に、購入選択権付のリース契約については、例外的に、リース物件をレシーの貸借対照表の資産の部に計上することを認めることが正規の簿記の諸原則に適合するという見解が現れてきた³⁷。

さらに、経済的処分権を基準としてリース物件の帰属関係を確定するという観点から、正規の簿記の諸原則によれば、購入選択権付の場合にはレシーの貸借対照表の借方にリース物件が計上されるべきであるとする論者も存在して

³¹ Wörner, G., *Handels- und Steuerbilanz nach neuem Recht*, 4. Aufl., Moderne Industrie, 1991, S.28.

³² BFH, BStBl. II/1970, 382; BFH BStBl. II/1976, 14; BFH, BStBl. II/1984, 554; BFH, BStBl. II/1988, 348; BFH, BStBl. II/2000, 632 など。

³³ もっとも、Moxter, A., *Immaterielle Vermögensgegenstände des Anlagevermögens*, in: Leffson, U., D. Rückle und B. Großfeld (hrsg.), *Handwörterbuch unbestimmter Rechtsbegriffe im Bilanzrecht des HGB*, Otto Schmidt, 1986, S.247; Mellwig, W. und M. Weinstock, *Die Zurechnung von mobilen Leasingobjekten nach Deutschem Handelsrecht und den Vorschriften des IASC*, DB 1996, S.2345 のほか、*Beck'scher Bilanzkommentar*, 4. Aufl., C.H. Beck, 1999, §247 HGB Rn.12f. [Förschle, G. und G. Kofahl]; Gail, W., *Rechtliche und faktische Abhängigkeiten von Steuer- und Handelsbilanzen*, in: Lanfermann, J. (hrsg.), *Internationale Wirtschaftsprüfung, Festschrift zum 65. Geburtstag von Hans Havermann*, IDW-Verlag, 1995, S.113ff.; Baumbach/Hopt, *Beck'sche Kurzkommentar, Handelsgesetzbuch*, 31. Aufl., C.H. Beck, 2003, Einleitung vor §238 Rn.25 und §240 Rn.3 [Merkt, H.]などは同義であると解している。また、Beisse, H., *Handelsbilanzrecht in der Rechtsprechung des Bundesfinanzhof*, BB 1980, S.638.

³⁴ *Münchener Kommentar zum Aktiengesetz*, Bd. 5/1, C.H. Beck/Franz Vahlen, 2003, §246 HGB Rn.22 [Henrichs, J.]; *HGB, Großkommentar*, 4. Aufl., Bd.3 Teilbd.1, Walter de Gruyter, 2002, §240 Rn.15 [Hüffer, U.]

³⁵ *HGB, Großkommentar*, 4. Aufl., Bd.3 Teilbd.1, Walter de Gruyter, 2002, §240 Rn.19ff. [Hüffer, U.]

³⁶ See Wick, P., *Probleme der Offenlegung von Leasingengagements im Rahmen der Rechnungslegung des Leasingnehmers*, [s.n.], 1969.

³⁷ Dahl, J., *Die Aktivierung der Sachanlagegüter in Handels- und Steuerbilanz*, Westdeutscher Verlag, 1959 は経済的帰属性を根拠にこのような結論を導いた。

いた³⁸。そして、1985年改正前商法典38条および39条(現在の238,240および242条に相当)の解釈として、商法典上の貸借対照表作成にあたっては、民法上の所有権ではなく、経済的所有権に基づいて、借方計上能力を判断するのが正規の簿記の諸原則であるという見解も主張されるようになっていた³⁹。

(b)1973年経済監査士協会勧告

このような中で、経済監査士協会の「レシーの年度決算書における金融リース契約の考慮」⁴⁰は、商法典にいう財産対象物について、経済的観察法により、どの財産が商人に帰属するかを判断すべきであるという立場をとり、「財産対象物は、商人がかりに法的所有者でなくとも、それと同様に、継続して経済適合的な権利(利用権および換価権)を行使でき、そして、経済的観点の下で、これを期待されるときには、商人に帰属している。このことは、将来の時点で初めて換価権の回復がなされるときも同様である。したがって、金融リースの場合も、レシーの経済的所有であることを正当化できる」と指摘し、経済的所有権が確認できるときは、レシーはリース物件を自己の貸借対照表に計上すべきであり⁴¹、それ以外の場合にもリース物件の借方計上とそれに見合う義務の貸方計上または

4年経過前の金額の報告に基づくリース契約からの義務の注記を行うべきであると勧告した。しかし、少なくとも、この段階では、経済監査士協会のこの勧告が指示する会計処理は、「正規の簿記の諸原則の前進」を示しているが、必ずしも一般に知られていないし、(正規の簿記の諸原則の1つとして)認められるにいたっていないものであるという理解⁴²もあった。

そして、経済監査士協会の上記勧告に対しては、税法上の経済的所有権と商法典における財産対象物の帰属性とは一致せず、商事貸借対照表上、リースが財産対象物として帰属性を有するかどうかの決定的な規準は、換価権(Verwertungsrecht)であり、購入選択権がない場合や延期選択権のみがある場合には、レシーは換価権を有しないので、リース物件を自己の貸借対照表に計上することは適切とはいえないという批判もあった⁴³。

(c)その後の学説の展開

経済監査士協会の1973年勧告の後には、経営経済学の研究者の間では、経済的財あるいは経済財という概念を用いて、レシーがリース物件に対して(延長選択権付などの場合を含め)実質的な支配を有する場合には、リース物件はレシーに帰属し、レシーの貸借対照表の資産の

³⁸ Borchers, H.-J., *Untersuchung über die Abgrenzung des Bilanzvermögens*, [s.n.], 1964.

³⁹ Bordewin, A., *Leasing im Steuerrecht*, Forkel, 1976, S.21.

⁴⁰ *Stellungnahme HFA 1/73, Zur Berücksichtigung von Finanzierungs-Leasing-Verträgen im Jahresabschluss der Leasing-Nehmers*, WPg 1973, SS.101f. ただし、この意見書は、改正された[Fachnachrichten des Instituts der Wirtschaftsprüfer in Deutschland 1981, 225]、1990年2月6日に撤回された[Fachnachrichten des Instituts der Wirtschaftsprüfer in Deutschland 1990, 66]。ただし、*Stellungnahme HFA 1/1989, Zur Bilanzierung beim Leasinggeber*, WPg 1989, 625f. (Grewe, W., Grundfragen der Bilanzierung beim Leasinggeber, WPg 1990, 162 参照)が公表されている。

⁴¹ この見解は、たとえば、企業財政経済協会によっても支持された(Leasing in der Bilanzierungspraxis, Ein Beitrag des Arbeitskreis Leasing der Gesellschaft für Finanzwirtschaft in der Unternehmensführung e.V. (GEFIU), DB 1974, S.545)。

⁴² Forster, K.-H., *Zur Leasing Stellungnahme des HFA*, WPg 1973, S.82.

⁴³ Knapp, L., *Leasing in der Handelsbilanz*, DB 1972, S.541ff.

部に計上するのが正規の簿記の諸原則に適合するという見解も有力となった⁴⁴。

もっとも、レフソンは、決算日における所有権関係が決定的であるとして、リース物件をレシーの貸借対照表に計上することは原則として許されないという見解によっていたし⁴⁵、フゼマンも経済的所有権という概念は商法上の規準とはなりえないとし、未決取引説によりつつ、購入選択権付の場合には実質的に割賦購入とみなされることを⁴⁶、バトケ=バルウィーザーは換価権を⁴⁷、それぞれ根拠として、購入選択権付の場合に限り、レシーの貸借対照表の借方にリース物件を計上するという結論を支持して

いた⁴⁸。

結局のところ、商法典(株式法)上、レシーの貸借対照表の借方(資産の部)にリース物件を計上することが求められるかどうかは、そのような会計処理が正規の簿記の諸原則に適合しているかどうかにかかっているが、メレロヴィッツは、経済的観察法によって、一定の場合に、リース物件のレシーにおける貸借対照表能力を認めようとしていたし⁴⁹、アドラー=デューリング=シュマルツ⁵⁰、クロプフ⁵¹、ホルツァー=シェーンフェルト⁵²も同様の見解によっていた⁵³。また、現在でも、一般論としては、経済的な評価を加味して、あるいは経済的観察法によ

⁴⁴ Freericks, W., *Bilanzierungsfähigkeit und Bilanzierungspflicht in Handels- und Steuerbilanz*, Carl Heymann, 1976, SS.180ff.; Roland, H., *Der Begriff des Vermögensgegenstandes im Sinne der handels- und aktienrechtlichen Rechnungslegungsvorschriften*, Otto Schwartz, 1980, SS.125ff.; Müller-Dahl, F.P., *Betriebswirtschaftliche Probleme der handels- und steuerrechtlichen Bilanzierungsfähigkeit*, Duncker & Humblot, 1979, SS.200ff., 235 など。

⁴⁵ Leffson, U., Die Darstellung von Leasingverträgen im Jahresabschluss, DB 1976, SS.637ff., 685ff.

⁴⁶ Husemann, K.H., *Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Anlagegegenstände*, 2.Aufl., IDW-Verlag, 1976, SS.73ff.

⁴⁷ Baetge, J. und W.Ballwieser, Ansatz und Ausweis von Leasingobjekten in Handels- und Steuerbilanz, *Der Betriebswirtschaft* 1978-1, S.3ff.

⁴⁸ レシーが提供権(Andienungsrecht)を有するときも同じく考えることができる。Flume, W., Die Frage der bilanziellen Behandlung von Leasing-Verhältnissen, DB 1973, SS.1665,1667 も同趣旨。

⁴⁹ *Großkommentar Aktiengesetz*, 3.Aufl., Bd.II, Walter de Gruyter, 1970, §149 Anm.70 [Mellerowicz, K.]; Mellerowicz, K., Leasing-Geschäfte und ihre Bilanzierung – eine Lücke im Aktiengesetz, in: Fischer, R., P.Mohring und H.Westermann (hrsg.), *Wirtschaftsfragen der Gegenwart : Festschrift für Carl Hans Barz zum 65. Geburtstag am 6. Dezember 1974*, Walter de Gruyter, 1974, SS.423.

⁵⁰ Adler, H., W.Düring und K.Schmaltz, *Rechnungslegung und Prüfung der Aktiengesellschaft*, 4.Aufl., Bd.1, C.E.Poeschel, 1968, §149 Tz.50.

⁵¹ Geßler, E., W.Hefermehl, E.Eckardt und B.Kropff, *Aktiengesetz*, Bd.3, Franz Vahlen, 1973, §149, Rn. 64 und 67[Kropff].

⁵² Holzer, H.P. und H.-M.Schönfeld, Finanzwirtschaftliche Bedeutung und bilanzmäßige Behandlung von Miet- und Pachtverträgen in den USA, WPg 1963, S.258.

⁵³ Havermann, H., *Leasing. Eine betriebswirtschaftliche, handels- und steuerrechtlich Untersuchung*, Verlagshandlung des Institutes der Wirtschaftsprüfer, 1965, SS.64ff. も同趣旨。

⁵⁴ Adler, H., W.Düring und K.Schmaltz, *Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen*, 6.Aufl., Teilbd.6, Schäffer-Poeschel, 1998, §246 Tz. 387f.; *Beck'scher Bilanzkommentar*, 4.Aufl., C.H.Beck, 1999, §246 Rn.4[Budde, W.D. und K.P.Karig]; *Münchener Kommentar zum Handelsgesetzbuch*, Bd.4, C.H.Beck, 2001, §246 Rn.44.[Ballwieser, W.]; Baumbach/Hopt, *Beck'sche Kurzkommentar, Handelsgesetzbuch*, 31.Aufl., C.H.Beck, 2003, §246 Rn.20 [Merkt, H.].なお、リスクをレシーが負担することに注目するものとして、Gelhausen, W. und H.F.Gelhausen, Die Bilanzierung von Leasingverträgen, in: Wysocki, K. von und J.Schulze-Osterloh(hrsg.), *Handbuch des Jahresabschlusses in Einzeldarstellungen*, Abt. I/5, Otto Schmidt, 1985, Rn.4; Isele, H., Miet-, Pacht- und Leasingverhältnisse, in: Küting, K. und C.-P.Weber (hrsg.), *Handbuch der Rechnungslegung*, 4.Aufl., Bd. Ia, Schäffer-Poeschel, 1995, Kapitel I, Rn.449ff.などがある。

り⁵⁴、リース物件の帰属を決定するというのが商法の考え方である。

このような商法典の解釈の一般論は、すべての金融リースをレッサーの貸借対照表の借方にリース物件を計上することには結びつかないが、現在の商法の学説は、少なくとも、レッサーに対する所有権移転が確実視される場合に貸借対照表能力を認めており⁵⁵、かつ、経済的所有権に着目するのが、上述のように有力になりつつある⁵⁶。そして、経済的観察法を支持する論者は、経済的所有権がレッサーに認められるかどうかの判断にあたって、上述の税法の一連の通達が示している規準が重要性をもつと解している⁵⁷。これは、少なくとも、リース物件の貸借対照表能力については、上述の税法の一連の通達が「正規の簿記の諸原則」を形成しているとい

う理解に基づくものである⁵⁸。もともと、確固とした「正規の簿記の諸原則」は必ずしも確立されていないというのが通説であり⁵⁹、上述のように、税法上の経済財の解釈が商法典における財産対象物の解釈に直ちにつながるといことに対しては懐疑的である⁶⁰。

3 近時の動向

(1) コンツェルン決算書と国際的に認められた会計原則

コンツェルン決算書(連結計算書類)も、明瞭にかつ概観できるように、正規の簿記の諸原則を遵守して作成されなければならないが、会社の財産、財務および収益の状況の実質的諸関係に合致する写像を伝達しなければならないものとされている(商法典 297 条 2 項)⁶¹。もともと、資

⁵⁵ *WP-Handbuch 1985/86*, 9.Aufl., Bd.I, 1985, IDW-Verlag, S.539 [Forster,K.-H.(Verfasser)]; *Kölner Kommentar zum Aktiengesetz*, 2.Aufl., Bd.4, Carl Heymanns, 1991, §246 HGB Anm.10[Claussen,C.P. und H.-M.Korth]; Knobbe-Keuk,B., *Bilanz- und Unternehmenssteuerrecht*, 9.Aufl., Otto Schmidt, 1993, §4 III, 3.; *Beck'scher Bilanzkommentar*, 4.Aufl., C.H.Beck, 1999, §246 Rn.28[Budde, W.D. und I.Raff]; *HGB, Großkommentar*, 4.Aufl., Bd.3 Teilbd.1, Walter de Gruyter, 2002, §240 Rn.20[Hüffer,U.]

⁵⁶ 注 53 参照。

⁵⁷ *Beck'scher Bilanzkommentar*, 4.Aufl., C.H.Beck, 1999, §246 Rn.26[Budde,W.D. und K.P.Karig]. 少なくとも、実務上は、税務通達において示された税務上の帰属のルールが生じ貸借対照表にもあてはまると解されている。Gelhausen,W. und H.F.Gelhausen, Die Bilanzierung von Leasingverträgen, in: Wysocki,K. von und J.Schulze-Osterloh(hrsg.), *Handbuch des Jahresabschlusses in Einzeldarstellungen*, Otto Schmidt, 1985, Abt. I/5; Castan,E. et al. (hrsg.), *Beck'sches Handbuch der Rechnungslegung*, C.H.Beck, 1991, Abt. B 710[Glase], Adler,H., W.Düring und K.Schmaltz, *Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen*, 6.Aufl., Teilbd.6, Schäffer-Poeschel, 1998, §246 Tz. 385ff.; *HGB, Großkommentar*, 4.Aufl., Bd.3 Teilbd.1, Walter de Gruyter, 2002, §246 Rn.60[Kleindiek,D.].また、Küting,K., H.-H.Hellen und S.Brakensiek, Leasing in der nationalern und internationalen Bilanzierung. Eine Vergleichende Darstellung unber Berücksichtigung neuer Ansätze, BB 1998, S.1466; Ullrich, E., Persönliche Zurechnung der Leasinggegenstände(wirtschaftliches Eigentum), in: Büschgen,H.-E. (hrsg.), *Praxishandbuch Leasing*, C.H. Beck, 1998, Rn.13.

⁵⁸ *Münchener Kommentar zum Aktiengesetz*, Bd. 5/1, C.H.Beck/Franz Vahlen, 2003, §246 HGB Rn.164ff.[Henrichs,J.]

⁵⁹ *Kölner Kommentar zum Aktiengesetz*, 2.Aufl., Bd.4, Carl Heymanns, 1991, §246 HGB Anm.10[Claussen,C.P. und H.-M.Korth]; Adler,H., W.Düring und K.Schmaltz, *Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen*, 6.Aufl., Teilbd.6, Schäffer-Poeschel, 1998, §246 Tz. 387; Baumbach/Hueck, *Beck'sche Kurzkomentar, GmbH-Gesetz*, 17.Aufl., C.H.Beck, 2000, §42 Rn.84 [Schulze-Osterloh,J.]; *Münchener Kommentar zum Aktiengesetz*, Bd. 5/1, C.H.Beck/Franz Vahlen, 2003, §246 HGB Rn.164[Henrichs,J.]. Vgl. Helmschrott,H., *Leasinggeschäfte in der Handels- und Steuerbilanz*, Deutscher Universitäts Verlag, 1997, SS.105ff.

⁶⁰ *Kölner Kommentar zum Aktiengesetz*, 2.Aufl., Bd.4, Carl Heymanns, 1991, §246 HGB Anm.11[Claussen,C.P. und H.-M.Korth]; *HGB, Großkommentar*, 4.Aufl., Bd.3 Teilbd.1, Walter de Gruyter, 2002, §240 Rn.19ff. [Hüffer,U.]

本調達容易化法(KapAEG)により商法典が改正され、証券取引所に上場している企業はコンツェルン決算書を国際的に認められた会計原則(実際には、国際会計基準またはアメリカのGAAP⁶²)に従って作成することが認められた(292a 条)。さらに、資本会社 & Co 指令法(KapCoRiLiG)により、「親会社あるいはその子会社によって発行される有価証券を通じて組織化された市場を利用している」企業にこの特例が認められる範囲が拡大され⁶³、非上場企業についても、組織化された市場での取引について認可を申請する場合には、この例外が認められている。そして、取引所上場認可規則との関連でも国際的に認められた会計原則によることを認められる⁶⁴。

なお、商法典 292a 条が設けられた際には、個別決算書には分配額の算定機能、コンツェルン決算書には情報伝達機能という異なった2つの機能があること、個別決算書とコンツェルン決算書に関する計上原則、評価原則および報告原則の区別は正当なものであること、個別決算書に関する商法典の規定を国際会計基準や外国

の会計原則に解放することは慎重性の原則や基準性の原則の維持に反する⁶⁵などの主張がなされ、調和化をコンツェルン決算書に限定することが正当化された⁶⁶。

また、1985 年商法典改正に際して、「個別決算書のコンツェルン決算書に対する基準性」が放棄されたため、コンツェルン決算書においては、独立した評価と会計政策が可能になったと評価されている⁶⁷。

(2) ドイツ会計基準委員会

なお、企業領域統制・透明化法(KonTraG)により、商法典に第3編第5章「私的会計委員会: 会計審議会」が設けられ、連邦法務省は、協約により、私法に基づいて組織された機関を会計委員会として承認し、連結会計に関する諸原則の適用に関する勧告の開発、会計規定に立法措置を講ずる際の連邦司法省への助言、および国際的な会計基準設定委員会におけるドイツ連邦共和国の代表を委任することができるものとされた(342 条1項)。このような連邦司法省による承認された会計委員会の勧告のうち連邦司法省が

⁶¹ コンツェルン決算書の正規の簿記の諸原則には、年度決算書における正規の簿記の諸原則に加え、正規の連結の諸原則を含むと解されている。Baetge, J. von, *Konzernbilanzen*, 3. Aufl., IDW-Verlag, 1997, SS.51f.

⁶² Vgl. BT-Drucksache 13/7141, SS.8f.

⁶³ Vgl. Wollmert, P. und P. Oser, *Befreiender internationaler Konzernabschluss*, DB 2000, S.729-735.

⁶⁴ BT-Drucksache 13/9909(佐藤誠二=稲見亨「『資本調達容易化法』によるドイツ商法会計法の改正について」*経済研究*(静岡大学)3巻2号、1998年、138頁に訳出されている)。

⁶⁵ Vgl. Ordelheide, D., *Internationalisierung der Rechnungslegung deutscher Unternehmen, Anmerkungen zum Entwurf eines Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetzes*, WPg 1996, SS.547ff.

⁶⁶ もっとも、EU 公正価値指令の国内法化との関連では、法的単一性を確保し、実際の収益状況を適切に把握することを可能にするため、公正価値評価を年度決算書にも適用すべきであるとする見解があり(Hommel, M. und T. Berndt, *Neue Entwicklungen in der Jahresabschlussrichtlinie: Bewertung zum Fair Value*, BB 2000, S.1188f.)、また、一般的に、年度決算書とコンツェルン決算書の統一性が利害関係者に対する透明性や包括的な企業情報の獲得に役立つことを根拠に上場会社の年度決算書は国際的な会計原則に従って作成されるべきであるという主張もなされている(Budde, D. und E. Steuber, *Rückwirkung des Konzernabschlusses auf den Jahresabschluss*, BB 2000, S.977)。

⁶⁷ Herrmann, E., *Das Konzernbilanzrecht in Überblick*, in: Küting, K. und Weber, C.-P. (Hrsg.), *Handbuch der Konzernrechnungslegung*, Schäffer, 1989, SS.29ff.

公告したものを遵守したときには、コンツェルン決算書の正規の簿記の諸原則を遵守しているものと推定されることになっている(342 条 2 項)⁶⁸。

そこで、ドイツ会計基準委員会(DRSC)が創設され、連邦司法省とドイツ会計基準委員会との間で基準設定協約(Standardisierungvertrag)が取り交わされた。これをうけて、ドイツ会計基準委員会は、ドイツの立法主権⁶⁹と商法会計の特質(保守主義と基準性原則)⁷⁰を維持しつつ、通貨換算、リース取引、セグメント情報開示、キャッシュ・フロー計算書、デリバティブというようなコンツェルン決算書に係る未解決の会計事項について会計基準を開発するための作業グループが設けられていたが⁷¹、ドイツ会計基準委員会のウェブサイト上の情報から判断する限り、現在では、作業計画の中に、リースの会計は含まれていないようである。

(3)貸借対照表法改革法

国際的な会計基準の適用に関する 2002 年 7 月 19 日ヨーロッパ議会および閣僚理事会規則

第 1606/2002 号(以下、IAS 規則という)(OJ L 243, 11.9.2002, p.1)は、評議会指令 93/22/EEC(1993 年 5 月 10 日)の 1 条(13)の定義による規制市場に上場されている証券の発行者である、加盟国法を準拠法とする会社は、2005 年 1 月 1 日以降開始する会計年度に関する連結財務諸表を 6 条 2 項に定める手続きにしたがって採用された国際的な会計基準⁷²に従って作成しなければならないとする(4 条)。なお、非公開会社についても 6 条 2 項に定められた手続きに従って採用された国際的な会計基準に従って連結財務諸表を作成することを加盟国は許容し、または要求することができる。また、6 条 2 項に定められた手続きに従って採用された国際的な会計基準に従って年度(個別)決算書を作成することを加盟国は加盟国法を準拠法とする会社に許容し、または要求することができる(5 条)。

このような選択権を背景として、司法省と財務省とが共同で公表した「企業の健全性および投資家保護の強化のための連邦政府の措置一覧」(2003 年 2 月 25 日)においては、上場企業等以外の企業のコンツェルン決算書、さらに、情

⁶⁸ したがって、規範制定権限は立法者にあるということになる。Spanheimer, J., Spezifische Problemfelder des gesetzlichen Standardisierungsauftrages and den DSR gemäß § 342 Abs.1 Nr.1 HGB, WPg 2000, S.1004; Baetge, J., J.Krumnow und J.Noelle, Das „Deutsche Rechnungslegungs Standards Committee“ (DRSC) –Standortbestimmung und Zukunftspektiven der Konzernrechnungslegung–, DB 2001, S.771.

⁶⁹ 基準設定協約 4 条 3 項参照。ドイツ会計基準委員会の基準の公告に関して、それが現行法と、とりわけ正規の簿記の諸原則と合致していることを連邦司法省は吟味しなければならず、当該基準が正規の簿記の諸原則と相容れないことを知ったときは、連邦司法省はその公告を拒絶しなければならないという指摘がある(Beisse, H., Normqualität und Normstruktur von Bilanzschriften und Standards, BB 1999, S.2185)。

⁷⁰ 資本調達容易化法の参事官草案の理由書(ZIP 1996, S.2001)、政府草案の理由書(BR-Drucksache 967/96, SS.12-13)および連邦議会の法務委員会報告(BT-Drucksache 13/9909, SS.10-11)においても、ドイツの慎重性の原則および基準性の原則は害されず、利益配当および課税にとって重要な年度決算書には影響が及ばないことが強調されていた。Vgl. Ordelheide, D., Internationalisierung der Rechnungslegung deutscher Unternehmen, WPg 1996, S.552.

⁷¹ 松本康一郎=稲見亨「ドイツにおける IAS への対応」日本会計研究学会特別委員会『国際会計基準の導入に関する総合的研究最終報告書』(2003)80 頁参照。

⁷² 国際的な会計基準(international accounting standards)と国際会計基準(International Accounting Standards)とは異なる概念である。

報目的に限定の上、個別決算書にも国際会計基準を適用する選択権を認めることが提案された⁷³。すなわち、情報目的に限定して、国際会計基準に従った個別決算書を作成する選択権が企業には与えられ、当該年度個別決算書は商業登記所に提出され、大規模資本会社の場合にはさらに公報でも公告されるが、会社法目的(配当限度額算定目的)および課税目的等のために、別に、商法典の規定に従った個別決算書を作成することを求めることが適当であるとされている。これは、国際会計基準に従って作成された個別決算書は利益決定目的に適しないという考え方を背景としていた⁷⁴。

この政府の方針をふまえて、2003年12月に貸借対照表法改革法(BilReG)参事官草案が公表され⁷⁵、2004年4月に貸借対照表法改革法政府草案が公表された。政府草案1条20号は商法典に315a条「国際的な会計基準に従ったコンツェルン決算書」を新設すること、同28号は商法典に324a条「325条2a項に従った個別決算書への適用」を新設すること、同29号a)は商法典325条に2a項および2b項を新設すること、をそれぞれ提案していた。この法案は、2004年10月29日に連邦議会において可決され⁷⁶、同年11月11日に連邦参議院経済委員会の審議を経て、同月26日に連邦参議院本会議において審議される予定になっている。

①315a条

315a条1項は、IAS規則により、国際的な会

計基準に従ってコンツェルン決算書を作成することを義務付けられている親企業には、2章から8章の規定のうち294条3項、244条および245条との関係においてのみ298条1項、313条2項ないし4項、314条1項4号、6号、8号および9号の規定ならびに第9章の規定およびコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書に関する本サブセクション以外の規定のみが適用されると定める。その上で、同条2項は、第1項にあたらぬ親企業も、有価証券取引法2条5項にいう組織化された市場における有価証券取引法2条1項にいう有価証券の取引の許可申請を国内で貸借対照表日まですり行ったものは、上記の国際的会計基準および規定に従ってコンツェルン決算書を作成しなければならないとする。同時に、同条3項は、第1項および第2項にあたらぬ親企業は、第1項にいう国際的会計基準および規定に従ってコンツェルン決算書を作成することができるが、この選択権を行使した企業は、第1項にいう国際的会計基準および規定に完全に従わなければならないと定める。

②325条2a項および324a条

325条2a項は、「第2項に基づく公開にあたっては、315a条1項にいう国際的な会計基準に従って作成された個別決算書をもって年度決算書に代えることができる。この選択権を行使した企業は、当該基準に完全に従わなければならない。そのような決算書には、243条2項、244

⁷³ Bundesministerium der Justiz und Bundesministerium der Finanzen, *Mitteilung für die Presse: Bundesregierung stärkt Anlegerschutz und Unternehmensintegrität von 25.02.2003*, SS.6-7.

⁷⁴ Vgl. Ernst, C., BB-Gesetzgebungsreport: Auswirkungen des 10-Punkte-Programms „Unternehmensintegrität und Anlegerschutz“ auf da Bilanzrecht, BB 2003, S.1489; Kirsch, H.-J., Zur Frage der Umsetzung der Mitgliedstaatenwahlrechte der EU-Verordnung zur Anwendung der IAS/IFRS, WPg 2003, S.278.

⁷⁵ <http://www.standardsetter.de/drsc/docs/press-releases/BilReG.pdf>.

⁷⁶ BR-Drucksache 852/04.

条、245 条、257 条、285 条 1 文 7 号、8 号 b、9 号ないし 11a 号、14 号ないし 17 号、286 条 1 項および 3 項ならびに 287 条が適用される。289 条に基づく状況報告書は必要な範囲で 1 文に基づく決算書に言及しなければならない。第 3 編のセクション 1 のサブセクション 2 およびセクション 2 のサブセクション 1 の残りの規定はこの限りで適用されない。286 条 1 項の附属明細書への適用のため、2 文に定める条件が満たされえない場合には、1 文に基づく選択権は認められない」と定める。

なお、324a 条 1 項は、「このサブセクションの規定のうち、年度決算書に関係するものは 325 条 2a 項に従った個別決算書にも準用される。316 条 1 項 2 文に代えて 316 条 2 項 2 文が適用される」と規定する。

これは、公開(商業登記所への提出・公衆縦覧および公報における公告)との関係でのみ、商法典の規定(および正規の簿記の諸原則)に従って作成される年度決算書に代えて、国際会計基準に従った個別決算書を用いることを認めるものである。理由書では、「企業の健全性および投資家保護の強化のための連邦政府の措置一覧」(2003 年 2 月 25 日)における考え方に従ったものであるとされ、個別決算書にはさまざまな目的があり、国際会計基準はすべての面で適切であるとはいえないことが情報目的に限定する根拠であると指摘されている。すなわち、国際会計基準は情報目的に限っては適切であるかもしれないが、個別決算書は分配限度額(株式法 57 条 3 項、58 条 4 項)および税法上の所得計算(所得税法 5 条 1 項 1 文)の基礎としての役割があるとする。そして、国際会計基準は情報目的を追求するため、非常に強く公正価値に重点を置いており、その結果、未実現利益を取り込んでしま

うが、未実現利益は持分保有者に分配されるべきではなく、国際会計基準に従った決算書は分配可能額の算定基礎としては適当であるとはいいがたい(kaum geeignet)とする。そもそも、国際会計基準審議会は、つねに、設定しているルールは情報目的のためだけであると説明しているとも理由書は述べる。

同様に、国際会計基準は課税標準のためにも適しないように思われるとする。すなわち、利益を前倒しで認識することは実効的な課税の原則と抵触するし、国際会計基準審議会という私的な委員会によって国際会計基準は決定されるのであって、各国の立法者が税法に関する立法権限を一部であれそのような私的な委員会に委譲するということはきわめて考えにくいとする。また、国際会計基準に従った会計においては毎年利益がきわめて変動し、そのような利益は適切な課税標準とはならないこと、納税者も課税当局もプランニングの確実性を必要とし、一方で税の負担の安定性について、他方では国家の歳入について明確な利害を有することが指摘されている。

その上で、個別決算書の異なった目的が 1 つの計算構造で最適に実現できないのであれば、企業にとって、二重の会計コスト負担(Kumulation von Rechnungslegungsaufwand)はある程度避けられないものであるという立場をとる。

配当規制の手法として支払不能テストが考えられるが、現段階では確立した手法はなく、債権者保護の目的を緩めることはできないし、EC 会社法第 2 指令は資本維持の原則を定めており、それは年度決算書と結び付けられているとする一方、税務貸借対照表と商事貸借対照表との分離は、唐突なシステムの変更となり、企業に不当な負担を課すことになるとも述べている。

このような背景の下に、政府草案は、国際会計基準の個別決算書に対する適用に関しては、企業に広範な柔軟性を与え、現在の貸借対照表と会社法とのシステムに適応させようとしている。

参考文献

脚注で引用したもののほか、

Ammann, H. und A. Hücke, Rechtliche Grundlagen des Leasing und dessen Bilanzierung nach HGB, US-GAAP sowie IAS, *Internationales Steuerrecht* 2000, 87ff.

Ammann, H. und I. Wulf, Leasingbilanzierung gemäß HGB, US-GAAP sowie IAS, *Steuer und Bilanz* 2000, 909ff.

Bender, H. J., Vergleich der Leasing Standards nach deutschem Recht, IAS und US-GAAP, *Recht der Internationalen Wirtschaft* Beilage 2 zu Heft 7/2002, 20ff.

Findeisen, K.-D., Leasing im Handelsbilanzrecht, in: Büschgen, H.-E. (Hrsg.), *Praxishandbuch Leasing*, C.H. Beck, 1998, SS. 463ff.

Glaubig, J., *Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Dauerrechtsverhältnisse*, Peter Lang, 1993

Hagenmüller, K. F. und W. Eckstein, *Leasing-Handbuch für die betriebliche Praxis*, 6. Aufl., Knapp, 1992

Kirsch, H.-J., Leasingbilanzierung nach IAS im Vergleich zum deutschen Recht, *Wirtschaftswissenschaftliches Studium* 2003, 500ff.

Köhlertz, K., *Die Bilanzierung von Leasing: die deutschen Bilanzierungskonventionen für Leasing im Vergleich zu den US-amerikanischen Vorschriften*, VVF, 1989

Leippe, B., *Die Bilanzierung von Leasingge-*

schäften nach deutschem Handelsrecht und US-GAAP, Peter Lang, 2002

Neumann, H., Leasing als betriebswirtschaftliches Problem der Unternehmensführung – seine Bilanzierung und Darstellung im Rechnungswesen, *Betrieb und Wirtschaft* 1996, SS. 489ff.

Reithmeier, H., *Die Bilanzierung von Leasing-Verträgen über bewegliche Gegenstände nach Aktienrecht*, Peter Lang, 1979

Schirduan, H. J., *Finanzierungs-Leasing in der Bilanz des Leasinggebers, Ertragsteuer- und handelsrechtliche Fragen*, Deutscher Universitäts-Verlag, 1994